

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について

労働衛生対策については、これまでも労働基準行政の重要課題の一つとして、その推進を図ってきたところであり、その結果、業務上疾病者数の着実な減少等の成果がみられるところである。

ところで、近年における労働衛生対策としては職業性疾病の予防に加え、より積極的に、心とからだの健康の保持増進、快適職場形成の促進等を図ることが課題となっていること、産業の場で使用される化学物質の種類が増加を続けているため、法令で個別に規制していない物質の管理も必要となっていることなど、法定事項の遵守のみならず、事業者による自主的な労働衛生管理活動の一層の充実が必要とされている。

このため、労働安全衛生法の改正等により、昭和63年度には心とからだの健康づくり(トータル・ヘルスプロモーション・プラン:THP)の推進、平成4年度には快適職場形成の促進、平成8年度には産業医の専門性の確保、健康診断実施後の措置等の充実、平成11年度には深夜業従事者の健康確保対策及び化学物質管理対策の充実等を進めているところである。

このような状況を踏まえ、今後、事業場における的確な労働衛生対策の推進を図るため、労働衛生対策における監督指導、個別指導、集団指導等の進め方については、下記によることとしたので、その効果的な推進に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達をもって、昭和59年2月16日付け基発第77号「今後における労働衛生監督指導の進め方について」は廃止する。

記

1 基本的態度

- (1) 事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、衛生推進者等の選任及び職務の励行、衛生委員会の設置及び運営等の労働衛生管理体制の確立を基本とした上で、作業環境管理、作業管理及び健康管理並びに労働衛生教育の総合的な実施の徹底を図ることとする。
- (2) 労働衛生関係法令の履行確保を図ることはもとより、健康保持増進、快適職場形成等の事業者の努力義務として規定された労働衛生対策に係る自主的な取組の促進を図り、加えて、工学あるいは医学的な観点からの具体的な対策、新たな労働衛生上の問題に対する当面の対策等について示している各種の指針、ガイドライン等の周知徹底及びその対策の実施を指導することにより、事業場における総合的な労働衛生水準の向上を図ることとする。

- (3) 労働衛生対策については、監督指導、個別指導、集団指導等の各行政手法の適切な選択及びその有機的な連携を図ることにより、効果的かつ効率的に指導を進めることとする。

特に中小規模事業場においては一般的に労働衛生水準が低いことに留意して対策の推進を図ることとする。

また、事業場の作業環境が有害な状態となることのないよう、適切な設備等の設置等を行わせるため、計画の届出の審査の適切な実施を図ることとする。

さらに、行政が実施する指導に加え、事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るために、各種の委託事業及び補助事業が実施されるものであることから、当該事業の目的に沿った円滑かつ効果的な実施がなされるよう、実施団体に対し必要な指導援助を行うこととする。

2 基礎資料の整備

- (1) 労働衛生対策の推進のために必要な基礎資料については、平成10年から稼働した労働基準行政情報システム(以下「システム」という。)により次に掲げる情報の把握が容易になったことから、システムからこれらの情報を含む事業場リストの抽出を行うこと。さらに、この事業場リストを基本とし、これに、例えば、有害物の製造・取扱い又は譲渡・提供の状況、プロセスフローシート等による製造工程等の状況、健康保持増進対策及び快適職場形成対策の実施状況、計画の届出等の状況、個別指導実施結果等の様々な機会に得られる事業場の情報を加えることにより、対策の具体的な推進に資するものとして整備を行うこと。

- イ 職業性疾病の発生状況
- ロ 有害業務の種類
- ハ 監督指導実施結果
- ニ 産業医、衛生管理者、作業主任者等の選任状況
- ホ 特殊健康診断結果の有所見者数
- ヘ じん肺新規管理区分決定状況
- ト 作業環境の測定状況

- (2) 労働衛生対策の推進に当たっては、対象事業場を的確に把握することが重要であることから、(1)によるほか、自主点検を始めとする通信調査等により対象事業場の情報の把握に努めること。
なお、通信調査を実施するに当たっては、調査目的、調査対象事業場、調査事項等について事前に必要な検討を行うこと。

3 監督指導計画及び安全衛生業務実施計画の策定及び連携

- (1) 監督指導計画及び安全衛生業務実施計画の策定

労働衛生対策の対象事業場は膨大であることから、限られた主体的能力で最大の効果を発揮するためには、問題の認められた事業場・集団等を絞り込んだ上で、個別的あるいは集団的な手法を適切に選択し、効果的な指導を実施する必要がある。このため、各局においては、記の2の基礎資料を分析し、検討を加えた上で、当該対象の実情、主体的能力等を十分勘案し、中長期的見通しの上立った年間監督指導計画及び年間安全衛生業務実施計画を策定し、計画的に実施すること。

なお、有害業務を有する個別の対象事業場の選定に当たっては、有害物質の性状、取扱量、作業頻度等、ばく露の態様を十分考慮し、健康障害発生の危険性について総合的な検討を行い、取

り扱う量が少量又は一時的なものであって問題が少ないと認められるもの等その危険性が低いと認められるものについては、当面の対象から除外するなど、効率的かつ効果的な指導を実施するよう配慮すること。

(2) 監督指導計画及び安全衛生業務実施計画の連携

労働衛生対策を効果的に推進するためには、監督部署及び安全衛生部署のそれぞれが主体的にその役割を果たしつつ、緊密な連携を図ることが重要であることから、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務実施計画の策定段階において、その対象、実施時期、指導内容等について十分な調整を行うこと。

4 行政手法の選択

行政手法については、一般的には、監督指導は法定事項の履行確保を図ることを中心として行うもの、個別指導は法定事項以外も含め主に技術的、専門的事項についての個別的な指導を行うもの、集団指導は対象事業場を一定の集団として、あるいは対象事業場が所属する団体を捉え、これに対する指導を行うもの、自主点検は事業場における法令等の遵守状況を事業者自らに点検させ、当該事業場の問題点を把握させるとともに、その問題点に応じ自主的な改善を要請するものであるなど、各々その目的及び性格が異なるものであることから、指導対象事業場等の状況及び指導内容に応じ適切な行政手法を選択すること。また、各行政手法間の有機的な連携に留意すること。

(1) 監督指導

イ 一般的に監督指導を行うことが適当であると考えられる事業場は、次に掲げるものであること。

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

(へ)

(ト)

ロ

(2) 個別指導

イ 個別指導を行うに当たっては、有害物質の取扱いの状況、局所排気装置等機械設備の状況、労働衛生管理の水準等の情報を整理・分析した上で、重点対象ごとに個別指導を行う事業場の範囲を明確にしておくことが望ましいこと。

ロ 一般的に個別指導を行うことが適当であると考えられる事業場は、次に掲げるものであること。

(イ) 専門技術的な観点から労働衛生に係る具体的な対策を指導する必要がある事業場

(ロ) 労働者の健康障害を防止するために必要な事項について指導を行う必要がある事業場

(ハ) 労働衛生上の問題に対する対策等において、法定事項以外も含めて示している指針、ガイドライン等(THPの導入、快適職場の形成等を含む。)について個別に指導する必要がある事業場

(3) 集団指導

イ 労働災害防止団体等各種団体の活動の場を通じて指導を行うことに終始することなく、各重点対象ごとに主体的に労働衛生管理上問題が認められる事業場等を集団として捉え指導を行うこと。また、集団指導を行うに当たっては、指導の目的、内容のほか、欠席した事業場への対応についても明確にしておくこと。

ロ 一般的に集団指導を行うことが適当であると考えられる事業場の集団及び団体は、次に掲げるものであること。

(イ) 重点対象に係る対象事業場が多く、かつ、重点事項に係る水準が対象事業場全般について低いなど、まず全体として当該水準の底上げを図る必要があるもの

(ロ) 監督指導、個別指導等により把握した問題点等について、対象事業場に広く周知し、共通する問題点について自主的取組により解消を図らせる必要があるもの

(ハ) 重点対象に係る全体としての問題点は明らかとなっているが、問題点を有する事業場の特定が難しいため、広く指導を行う必要があるもの

(ニ) 重大な職業性疾病め事案が発生し、あるいは、同種の職業性疾病が頻発し、同業種の事業場に対し、広く指導を行う必要があるもの

(ホ) THPの導入、快適職場の形成、メンタルヘルス対策の実施等労働衛生水準を一層向上させるため、周知、啓発をより広く行う観点から、より多くの事業場を対象とすることが適当なもの

(4) 自主点検

イ 自主点検の実施に当たっては、点検の目的、内容を明確にしておくこと。

ロ 一般的に自主点検を行うことが適当であると考えられる事業場又はその集団は、次に掲げるものであること。

(イ) (3)のロの(イ)から(ニ)の事業場の集団であり、各事業場における問題点の自主的な把握及び改善を促す必要があるもの

(ロ) 各事業場における問題点を広く、かつ、早急に把握する必要があるもの

5 指導に当たって留意すべき事項

(1) 全般的な留意事項

イ 指導事項

監督指導の実施に当たっては、重点事項を定めて行うこととし、重点対象についての労働衛生関係法令に係る重点事項を例示すれば別紙2のとおりであること。

監督指導の際、必要に応じ、法令違反に係る是正方法の理解を得るため、あるいは、健康障害防止に資するため示されているガイドライン等を活用し、併せて指導を行うこと。

また、個別指導の際には、必要に応じ、当該事業場の遵法状況及び労働衛生水準等を踏まえた上で、法定事項以外も含めて示している各種指針、ガイドライン等に基づく指導を行うこと。

ロ 事前の準備等

監督指導及び個別指導の実施に当たっては、当該事業場の職業性疾病の発生及び特殊健康診断の有所見者の状況及びその予防上の問題点を的確に把握しておくこと。特に有害な業務がどこで行われているか、どのような有害物質がどの工程で使用されているか、有害業務に従事する労働者の数などの概要についてあらかじめ把握しておくこと。

また、臨検監督は、予告なく行うことを原則としているところであるが、特に健康障害防止に係る監督指導に関しては、

特段の配慮をすること。

なお、監督指導及び個別指導の実施の際に、有害物質等にばく露されないよう、必要な保護具等を準備し、正しく使用できるようにしておくこと。

ハ 総合的な改善指導の必要がある事業場等への対応

総合的な改善措置を講ずる必要があると認められる事業場については、衛生管理特別指導事業場あるいは総合安全衛生管理指定事業場に指定し、改善措置の実施により問題点が解消され本質的な労働衛生管理活動の定着に至るまで反復継続した監督指導及び個別指導を行うなど、効果が上がるよう重点的な業務量の配分に配慮すること。

また、大規模事業場等であって問題点が多岐にわたってみられる事業場については、労働衛生指導医等を含むチームを編成し、徹底的な問題点の把握、是正・改善すべき点の指摘及びその方策について指示するとともに、是正・改善状況の確認を行い、さらに遵法・改善状況の定着を図る観点から、必要に応じ、事後も継続して指導を行うこと。

加えて、大規模事業場で構内に協力事業場がある場合には、協力事業場の実態把握、大規模事業場と協力事業場の労働衛生管理対策における連携支援についても、必要な指導を行うこと。

ニ 元方事業者の関係請負人に対する指導又は指示

有害業務を専ら関係請負人に行わせる元方事業者に対する指導においては、当該元方事業者に対し、関係請負人の労働者の危害防止のための特殊健康診断、作業環境測定の実施の確保等について、労働安全衛生法第29条第1項及び第2項に基づく必要な指導又は指示を行うよう指導すること。

(2) 労働衛生管理について

健康障害の防止及び健康の保持増進、快適職場形成の促進、メンタルヘルス対策の実施等の広範な分野に及ぶ労働衛生対策の的確な推進を図るためには、事業場における自主的な労働衛生管理の総合的な実施の促進を図る必要がある。

このため、事業場において労働衛生管理体制の確立、作業環境管理、作業管理及び健康管理の実施並びに労働衛生教育の実施についての的確な取組が行われるよう、次に掲げる各項目に留意の

うえ、指導を行うこと。

また、全国労働衛生週間を始めとする全国的な労働衛生関係の強調期間、各局独自の各種行事等を活用し、積極的な広報活動等を実施することにより、関係事業者及び関係団体の労働衛生意識の高揚を図ること。

イ 労働衛生管理体制

事業場において、多様化する労働衛生管理を適切に実施し、労働衛生対策を円滑かつ効果的に推進するためには、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生工学衛生管理者又は安全衛生推進者あるいは衛生推進者が中核的な役割を果たすとともに、作業主任者、作業環境測定士、健康保持増進措置を実施するスタッフ等の労働衛生関係の専門的知識を有する者も含めた組織的な労働衛生管理を実施することが重要である。

このため、衛生管理者等の選任の徹底を図るとともに、産業医については一定の要件を満たす医師を選任し、その者に健康管理、職場巡視等の職務を行わせるよう指導する等により、各管理者等の責任と権限の明確化及び職務の励行等を行い労働衛生管理体制の確立を図るよう指導を行うこと。

労働者数50人未満の事業場については、小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)の活用等により、産業医の職務を行う者の選任等を指導すること。また、地域産業保健センターの活用を勧奨すること。労働衛生対策の効果的な実施のためには、労働者の意見が適切に反映されるとともに、衛生委員会等において労働衛生対策の重要事項が調査審議されていることが重要であることから、これらを確認すること。

なお、指導に当たっては、昭和49年3月6日付け基発第105号「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」に留意すること。

ロ 作業環境管理

作業環境管理は、作業環境中の種々の有害要因を取り除いて適正な作業環境を確保するために行うものである。このため、法令で定められた局所排気装置等を設置し、定期自主検査の実施等の保守管理によりその機能を維持するとともに、定期的に的確な作業環境測定を行い、その結果を適切に評価し、必要な措置を講じることにより、作業環境の改善に結びつけるよう指導を行うこと。

事業場に対する作業環境改善のための指導を行うに当たっては、次の事項について確認し、必要な指導を行うこと。

- (イ) 粉じん作業場、有機溶剤使用作業場等一定の有害な業務を行う作業場においては、定められた局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置等が設置されているか
- (ロ) 局所排気装置等が定められた能力のとおり稼働しているか
- (ハ) 局所排気装置等及び除じん装置について、定期自主検査指針に基づき定期自主検査が行われているか、また必要な点検が行われているか
- (ニ) 作業環境測定が定期的に作業環境測定基準に基づいて実施されているか
- (ホ) 指定作業場においては、第一種又は第二種作業環境測定士(法定の簡易測定に限る。)が作業環境測定を実施しているか
- (ヘ) 指定作業場(放射性物質取扱作業室を除く。)における作業環境測定結果について作業環境評価基準に基づき評価されているか
- (ト) 測定結果及び評価結果に基づき、必要に応じ、局所排気装置等の設備の設置及び改善、健

健康診断の実施、保護具の使用等の適切な事後措置が行われているか

なお、(ロ)の確認については、事業者が測定した結果がある場合にはその測定結果を提示させ、これにより適否を判断して差し支えないが、次のいずれかに該当する場合には、漏風試験器によるスモークテストを実施し、局所排気装置のフードへの白煙の流入状況を確認しその結果に基づき所要の措置を講ずること。

- ① 測定した結果がない場合
- ② 測定した結果がある場合であっても健康診断の結果、異常者又は有所見者が認められる場合、著しい臭気が感じられる場合等

また、局所排気装置の能力が制御風速により定められている場合であって、前記のスモークテストの結果、フードへの流入が白煙の一部のみであると認められるときは、熱線風速計等による制御風速の測定を事業者に行わせ、その結果に基づき適切に措置すること。

さらに、次の業種ごとの作業環境改善手法を参考にする事。

- (イ) 耐火煉瓦製造業における作業環境改善手法(昭和55年8月4日付け基発第407号)
- (ロ) 陶磁器製造業における作業環境改善手法(昭和56年4月2日付け基発第197号)
- (ハ) ガラス製品製造業における作業環境改善手法(昭和56年12月22日付け基発第787号)
- (ニ) 鋳物製品製造業における作業環境改善手法(昭和61年3月28日付け基発第173号)
- (ホ) 自動車整備業における作業環境改善手法(昭和62年9月4日付け基発第525号)
- (ヘ) 金属製品製造業における作業環境改善手法(昭和62年9月8日付け基発第531号)

ハ 作業管理

作業者が作業中に有害物質の影響を受ける度合いは作業内容や作業方法により大きく異なるが、これらの要因を適切に管理し、労働者への影響を少なくするのが作業管理であり、法令及び通達に基づく作業管理が行われるよう指導すること。

また、作業方法が法令及び通達で定められている業務以外のものについても、労働衛生の観点から作業内容を分析し、作業方法の検討を行うとともに、その結果を基に作業手順が定められ、それに基づき作業が実施されるよう必要な指導を行うこと。

有毒なガス、粉じん等の有害な要因が存在する環境では、まず作業環境管理を実施し、それらの手法によってもなお有害な要因が十分に除去できない場合は、呼吸用保護具等の労働衛生保護具の使用により対策を講じることが必要となるが、この場合における必要な労働衛生保護具の適切な使用及び管理を徹底させること。

ニ 健康管理

健康管理は、健康診断や健康測定を通じて労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、労働者の健康障害を未然に防ぐとともに、さらに積極的に労働者の健康の増進に発展させるという視点も含めて行うものであり、次に掲げる事項に留意のうえ、指導を行うこと。

なお、一般労働条件の確保・改善を主眼とする監督指導等においても、一般健康診断の実施、その結果に基づく事後措置の実施等の健康管理の徹底を図ることとしていることに留意すること。

- (イ) 法令に基づく一般健康診断及び特殊健康診断並びに通達により健康診断の実施が勧奨されているVDT作業、振動工具の取扱い業務等に関する健康診断が適切に実施されるよう指導を行うこと。特に特殊健康診断については、対象労働者、項目及び期間についての確に実施されているか確認すること。

また、一般健康診断及び特殊健康診断の結果の報告義務がありながら提出のない事業場に対し、督促督励を積極的に行う等その提出を徹底すること。

- (ロ) 法令に基づく一般健康診断及び特殊健康診断の実施の結果が労働者に通知されているか、また有所見者がいる場合に、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、それを踏まえた事後措置として作業場所の変更等のほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置等の措置が行われているかを確認すること。この場合において、衛生委員会への付議状況についても確認すること。
- (ハ) 深夜業に従事する労働者がいる場合には、深夜業等の特定業務従事者に対する年2回の健康診断の実施の徹底を図ること。自発的健康診断については、平成12年3月24日付け基発第162号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」により、その趣旨を該当労働者に周知させること。

ホ 労働衛生教育

労働衛生教育は、労働衛生対策の実効を期す上で極めて重要であり、法定の雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育及び職長等教育が適切に実施されているか確認すること。

また、法定教育に加えて、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び職業性疾病の予防、健康保持増進、メンタルヘルス対策等に関する教育について、「安全衛生教育推進要綱」に留意し、体系的・計画的な実施を図るよう指導を行うこと。

(3) 健康障害防止について

職場における労働者の健康障害を未然に防止することは従前から労働基準行政の最重点の課題の一つであり、次の有害業務を有する事業場等について、健康障害を防止するための対策を徹底すること。

イ 化学物質の製造・取扱又は譲渡・提供を行う事業場等に対する対策

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、有機溶剤、特定化学物質等の製造・取扱い事業場においては、法令に定める局所排気装置等の設置及び稼働状況、作業主任者の選任状況、作業環境測定及び健康診断の実施状況、保護具の使用状況等を確認するとともに、労働安全衛生法第58条第2項に定める化学物質管理指針に基づき自主的管理活動が実施・定着されるよう、以下の事項に留意すること。

- (イ) 化学物質の製造・取扱い事業場に対する監督指導等に当たっては、平成11年に改正された労働安全衛生法第58条第2項に基づく化学物質管理指針に掲げる事項の実施状況を確認し、その取組を指導すること。

この際、必要に応じ、化学物質管理支援事業の周知及び利用を勧奨すること。

- (ロ) 化学物質を譲渡・提供する事業場に対する監督指導等に当たっては、譲渡・提供する化学物質の一覧を求め、それらが労働安全衛生法第57条に基づく表示制度及び第57条の2に基づくMSDS制度の対象となるかどうかを確認し、その対象となる場合には、所要の事項が表示又は通知されていることを確認すること。

労働安全衛生法第57条の表示対象物質又はその疑いが十分ある物質であって、その容器又は包装に必要な表示のないもの又は表示事項に不備があるものについては、昭和49年3月28日付け基発第158号「労働安全衛生法第57条に基づく表示制度の徹底について」により通報すること。

- (ハ) 労働安全衛生法第57条の2に基づくMSDS制度の対象物質を譲渡又は提供された事業者は、

同法第101条第2項に基づく労働者への周知を行っているか確認すること。

- (ニ) 化学物質に関する災害の災害調査等において、MSDS等の有害性情報の内容に疑義が持たれる場合は、必要に応じ平成12年6月1日付け基発第388号「化学物質管理支援事業の実施について」に示される有害性等情報評価事業を活用することにより、職業性疾病の発生原因となった化学物質等のMSDSの評価及び原因物質の分析等を行い、化学物質を譲渡・提供する事業者に対し、MSDSの内容の訂正等を指導し、化学物質を取り扱う事業者が適正な化学物質管理を実施するよう指導すること。

なお、化学物質による中毒等の災害調査を実施した場合は、本省(化学物質調査課)に送付する災害調査復命書に当該事業場で使用されていたMSDSの写しを添付するか、又はMSDSの交付がなかった旨を記載すること。また、故意による不正確な情報の記載や有害性情報の不記入など、悪質な事案を把握した場合はその是正を徹底するとともに、その事案についても本省(化学物質調査課)に報告すること。

- (ホ) 「労働安全衛生法第28条第3項に基づく健康障害を防止するための指針」及び平成5年5月17日付け基発第312号の3「変異原性が認められた化学物質等の取扱いについて」において定められた「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に基づく措置を講ずるよう指導すること。

ロ 粉じん障害防止対策

粉じん障害防止対策の推進に当たっては、平成10年3月31日付け基発第147号「第5次粉じん障害防止総合対策の推進について」及び各局が定める第5次粉じん障害防止総合5か年計画に基づき監督指導、個別指導及び集団指導を適切に実施すること。

特にアーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策の徹底は、当該総合対策における重点事項の一つであるが、第4次までの総合対策においては必ずしもアーク溶接作業を行う事業場の把握が十分に行われていなかったことから、当該事業場が確実に把握されているか各局において検証を行い、必要に応じ、アーク溶接作業があると思われる業種の事業場に対し、今次計画期間中に通信調査を実施するなどその把握を図ること。

指導に当たっては各事業場の状況に応じた具体的、技術的かつ専門的な粉じん対策の指導を行うため、必要に応じ粉じん対策指導委員制度の積極的な活用を図ること。

また、ずい道等建設工事における粉じん対策については、粉じん対策に係る計画の策定、換気装置等による換気の実施等、粉じん濃度目標レベルの設定、粉じん濃度等の測定、防じんマスクの適正な使用に関する教育の実施等の「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置の実施について、必要な指導を行うこと。

なお、換気装置の能力の向上、集じん装置の使用等については、発注者の工事費の積算に反映されないと実施の難しい場合があることから、必要に応じ、発注者に対して、ガイドラインに基づく措置を実施するための積算について要請を行うこと。

ハ 電離放射線障害防止対策

- (イ) 一般的放射線管理に係る監督指導等に当たっては、平成13年4月から改正電離放射線障害防止規則が施行され、被ばく限度の引下げ、管理区域の設定基準の引下げ等が行われることから、電離放射線健康診断結果報告書等の情報から法令違反のおそれがあると考えられる事業場に対して指導を行うこと。

また、線量率が高く、又は線量率の変動が大きい作業に当たっては、フィルムバッジのみならず、ポケット線量計等直読式の線量計を併用するよう指導すること。

なお、作業環境測定の実施に加え、非密封の放射性物質を取り扱う事業場にあつては、空气中の放射性物質の濃度限度の遵守、汚染検査の確実な実施、汚染の除去等の措置について特に留意すること。

- (ロ) 原子力発電所、核燃料加工施設等の原子力施設に対する監督指導等については、平成12年9月19日付け基発第581号「原子力施設における放射線業務に係る安全衛生管理対策の強化について」（以下「581号通達」という。）及び平成12年9月19日付け基発第582号「原子力施設に対する監督指導について」に基づき監督指導等を実施するとともに、平成11年11月30日に改正された電離放射線障害防止規則に基づき、①核燃料物質等を取り扱う労働者への特別教育の実施、②核燃料物質等を取り扱う作業に係る作業規程の策定・遵守について確認すること。

また、被ばく管理については、581号通達に掲げる事項のほか、「原子力発電所等における放射線作業にかかる線量低減マニュアル」（平成11年11月5日付け基発第639号の3）に掲げる措置を実施するよう指導すること。

さらに、平成11年11月19日付け基発第661号「原子力施設における災害発生時の対応について」に基づき、原子力施設における災害発生時の対応要領を定め、迅速かつ的確な対応に努めること。

なお、監督指導等に当たっては、フィルムバッジの着用等の適切な装備を行うこと。

- (ハ) エックス線装置又はガンマ線照射装置を使用する事業場にあつては、作業主任者の選任の有無、特別教育その他の安全衛生教育の実施の有無、異常時の措置を含めた作業手順書の策定状況、作業時の放射線防護措置の内容、鉛エプロン等の放射線防護用保護具の使用・管理状況等について確認すること。屋外での作業を行う場合にあつては、特に、電離放射線障害防止規則第18条に基づく立入禁止措置を確実に行わせること。

また、作業時のフィルムバッジ等の線量計について、電離放射線障害防止規則第8条第3項に基づき適切に装着させること。特に、放射線防護用保護具を着用する場合には不均等被ばくになることから、複数の線量計の装着が必要であることに留意すること。

ニ 高気圧障害防止対策

- (イ) 潜水作業について、特にダイビング・インストラクターの中に潜水士免許の交付を受けていない者が見られることから、潜水作業者の潜水士免許の取得の有無を確認し、必要な指導を行うこと。

- (ロ) 高圧室内作業員及び潜水作業員に適正な減圧を行うことは、高気圧障害防止の基本であるので、高気圧作業安全衛生規則第18条に定める加減圧の速度等の基準の履行状況を自記記録圧力計の記録等により確認すること。

- (ハ) あらかじめ、その日の作業計画において、圧力又は潜水深度及び高圧下の時間に応じた適正な減圧方法を定め、関係者に周知するよう指導すること。

- (ニ) 再圧室の管理については、昭和50年4月7日付け基発第194号「再圧室の適正な管理等について」によること。

ホ 酸素欠乏症等防止対策

- (イ) 酸素欠乏危険場所についての危険性、関係者以外の立入禁止、立入の際に講ずべき措置、作業中の継続換気の実施、救出時の空気呼吸器等の使用等の周知徹底等に特に留意して指導を行うこと。

- (ロ) 酸素欠乏危険場所の周辺で作業を行う労働者(他の事業場所属の労働者を含む。)に対して

も、酸素欠乏症等の危険性、救出時の空気呼吸器等の使用等二次災害を防止するための教育を行わせること。

(ハ) 監督指導及び個別指導の際には、通常、酸素欠乏危険作業又は酸素欠乏症等のおそれのある作業が行われていない場合が多いことから、

(ニ) 監督指導及び個別指導の際に酸素欠乏危険作業を行う場所の空气中的酸素濃度又は硫化水素濃度を確認する場合は、事業者が選任した酸素欠乏危険作業主任者に測定させること。

ヘ 振動障害防止対策

振動障害防止対策に係る指導については、平成5年3月31日付け基発第203号「振動障害総合対策の推進について」及び各局が必要に応じ定める振動障害防止推進計画に基づき、林業・建設業等対象業務における安全衛生基準の履行確保のための監督指導等の際に併せて実施すること。

また、チェーンソー取扱作業指導員を委嘱している局にあつては、チェーンソー取扱作業の現場における技術的な指導を行うため、同指導員が実施する巡回指導等の業務を支援する等により、チェーンソー取扱作業指導員制度の有効な活用を図ること。

さらに、作業現場にチェーンソー取扱い作業指針の浸透と定着化を図るため、「林業振動障害防止対策会議設置要綱」(昭和55年7月18日付け基発第370号)に基づき都道府県労働局に設置されている林業振動障害防止対策会議の適切な運営を行うこと。

ト 廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類対策

(イ) 廃棄物焼却施設に対する監督指導等に当たっては、ダイオキシン類による労働者の健康障害を防止するため、ダイオキシン類濃度の測定及びその結果の評価、保護具等の使用、労働衛生教育の実施等について適切に指導を行うこと。

(ロ) 廃棄物焼却施設を解体する事業場に対する監督指導等に当たっては、解体工事における計画届の提出、適切な保護具の使用、湿潤化等、解体工事に従事する労働者のダイオキシン類ばく露防止に必要な措置について適切に指導を行うこと。この際、解体中の施設内に立ち入って監督指導等を行うに当たっては、保護具、保護衣等を着用し、ダイオキシン類のばく露防止対策を十分行うこと。

さらに、必要に応じて解体工事の発注者に対し、ダイオキシン類対策に十分配慮した発注を行うよう働きかけを行うこと。

チ 腰痛予防対策

「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)において、定められている腰痛の発生が比較的多い5作業を有する事業場に対しては、特に当該指針の周知徹底を図ること。

リ 一酸化炭素中毒の予防対策

「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日付け基発第329号)において示されている措置について周知徹底を図ること。

ヌ VDT作業のための労働衛生対策

「VDT作業のための労働衛生上の指針」(昭和60年12月20日付け基発第705号)に基づく、グレア防止等の作業環境管理、作業時間の適正化等の作業管理、健康診断の実施等の健康管理及びVDT作業に関する労働衛生教育の実施について周知徹底を図ること。

ル 騒音障害防止対策

「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)において、騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場として定められている60作業場を有する事業場に対して、当該ガイドラインの周知徹底を図ること。

ヲ 熱中症予防対策

夏期を中心に、建設業等屋外での作業を行う事業場を重点として、「熱中症の予防について」(平成8年5月21日付け基発第329号)の周知徹底を図ること。

ワ 社会的問題となるおそれのある疾病に対する対応

化学物質による健康への影響、食中毒の発生等の社会的に問題となるおそれのある事案が発生した場合あるいは発生するおそれがある場合には、関係事業場に対する健康障害の予防措置の要請、相談体制の整備等の必要な対策を迅速に講じること。

(4) 健康の保持増進対策、快適職場の推進、メンタルヘルス対策等について

高齢社会の進展による高年齢労働者の増加、生活様式の変化等による健康診断結果の有所見率の増加等の労働環境を取り巻く状況の変化に対応し、すべての労働者が職業生活の全期間を通じて健康で快適に働けるようにするため、健康の保持増進対策、快適職場の推進、メンタルヘルス対策等について、集団的手法を主体として指導を実施するものとする。個別の事業場への指導に当たっては、当該事業場の遵法状況及び労働衛生水準等を踏まえ、その適否を判断してこれを行うこと。

なお、その具体的取組手法としては、別紙3の取組事例を参考とし、積極的かつ効果的な推進に努めること。

指導に当たっては、次の事項に留意すること。

イ THPの導入及び快適職場形成の促進

(イ) 継続的かつ計画的な心身両面にわたる健康の保持増進及び快適職場の形成への取組について、事業場規模の比較的大きな事業場から優先し順次指導の対象を広げていく等管内における事業場の業種、規模等に配慮して指導を行うものとする。

また、必要に応じ、事業者団体等に対し、団体内でのTHPの導入又は快適職場形成の促進への取組の気運を高め、その構成事業場の取組を促進するよう要請するとともに、その内容について助言・協力等の支援を行うこと。

なお、事業場等に対する指導に当たっては、中小規模事業場健康づくり事業及び快適職場推進計画認定制度の利用勧奨を行うこと。

(ロ) 快適職場形成の促進の指導に当たっては、都道府県快適職場推進センターとの連携に努めるとともに、中央快適職場推進センター等の作成した各種の普及啓発資料の活用を図ること。

(ハ) 職場における喫煙対策についての指導は、平成12年3月31日付け基発第217号通達に基づく「職場における喫煙対策推進のための教育」等を活用することにより実施すること。

なお、当該教育の受講対象事業場は、基本的には、過去において教育未受講の事業場を中心とするが、過去の受講事業場に対し、アンケートを行うなどにより、受講後の喫煙対策の取組状況を把握し、必要に応じ、再度の受講を指導すること。

ロ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、「事業場における労働者の心の健康づくりのため

の指針」(平成12年8月9日付け基発第522号の2)の周知徹底を図るとともに、同指針に掲げる事項を実施するよう指導すること。

(5) 労働安全衛生マネジメントシステムについて

事業場における連続的かつ継続的な労働衛生活動の促進のため、必要に応じ、労働安全衛生マネジメントシステムの導入の必要性を説明し、事業場における労働衛生水準の一層の向上を図ること。

6 計画の届出の適切な審査

労働衛生に係る計画の届出について、昭和59年2月13日付け基発第68号「計画の届出に係る審査等について」に基づき、審査並びに審査結果に基づく必要な行政措置及び実地調査を適切に実施すること。なお、耐火建築物等に吹き付けられた石綿の除去又は廃棄物焼却施設の解体等の仕事についても、同様の対応が必要であることに留意すること。

7 労働衛生専門機関等の活用、支援事業の活用等

(1) 労働衛生指導医の活用

労働衛生に係る事業場への指導等に際して、労働衛生指導医を参画させて意見を求める等により、労働衛生指導医制度の積極的な活用を図ること。

(2) 労働衛生機関の活用

THPの実施等労働衛生機関に委託して実施する必要がある措置について、その指導を行う場合には、当該措置の実施に当たり労働衛生機関の利用を勧奨するとともに、事業者の求めに応じ、利用可能な労働衛生機関を教示すること。

(3) 自主的な労働衛生活動に対する支援の活用

事業場における自主的な労働衛生活動の推進を図るため、専門的な指導・支援が必要な場合には、労働衛生コンサルタントの活用の勧奨、あるいは産業保健推進センター及び地域産業保健センター並びに各種委託事業及び補助事業により実施している各種の支援等の利用の勧奨を行い、その活用の促進を図ること。

特に中小規模事業場に対しては、必要に応じ、地域産業保健センター事業に加え、産業医共同選任事業、中小規模事業場健康づくり事業が提供するサービスの活用のほか、団体として小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の登録を受け、安全衛生対策の充実を図ることについて、その利用の勧奨を行うこと。

8 地域保健機関との連携

効果的な労働衛生対策の推進を図るため、都道府県等の衛生主管部局等との連携に留意すること。

特に、メンタルヘルス対策、食中毒対策等の地域保健との関連の深い対策等については、必要な情報の交換、対策の実施に当たって連携に努めること。

別紙1(全国的に共通して問題の認められる対象)

1 有機溶剤中毒予防規則関係

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

2 鉛中毒予防規則関係

(1)

(2)

(3)

(4)

3 特定化学物質等障害予防規則関係

(1)

(2)

4 粉じん障害防止規則関係

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

5 電離放射線障害防止規則関係

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

6 高気圧作業安全衛生規則関係

(1)

(2)

7 酸素欠乏症等防止規則関係

(1)

(2)

(3)

8 ダイオキシン類によるばく露防止対策関係

(1)

(2)

別紙2(監督指導の重点対象における重点事項)

1 有機溶剤中毒予防規則関係

- (1) 局所排気装置等の設置(第5条、第6条、第14条)
- (2) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第19条、第19条の2)
- (3) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第20条、第20条の2)
- (4) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の掲示(第24条)
- (5) 有機溶剤等の区分の表示(第25条)
- (6) タンク内作業時の措置(第26条)
- (7) 作業環境測定の実施、評価及び評価結果に基づく措置(第28条第2・3項、第28条の2、第28条の3)
- (8) 健康診断の実施(第29条第2・3項)
- (9) 呼吸用保護具の使用(第32条、第33条)

2 鉛中毒予防規則関係

- (1) 局所排気装置等の設置(第5条～第19条、第24条、第25条、第28条～第31条)
- (2) コンベヤーの密閉設備又は局所排気装置の設置(第20条第1号)
- (3) 乾燥設備からの漏えい防止措置(第21条第1号)
- (4) ろ過集じん方式の集じん装置に講ずべき措置(第22条)
- (5) 除じん装置の設置(第26条第1・2項)
- (6) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第33条、第34条)
- (7) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第35条)
- (8) 休憩室の設置(第45条第1項)
- (9) 鉛濃度の測定の実施、評価及び評価結果に基づく措置(第52条、第52条の2、第52条の3)
- (10) 健康診断の実施(第53条第1項)

3 特定化学物質等障害予防規則関係

- (1) 第1類物質及び第2類物質に係る設備の設置(第3条、第4条、第5条、第7条)
- (2) 除じん装置等用後処理装置の設置(第9条第1・2項、第10条第1項、第11条第1・2項、第12条)
- (3) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第27条、第28条)
- (4) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第30条、第31条)
- (5) 作業環境測定の実施、評価及び評価結果に基づく措置(第36条、第36条の2、第36条の3)
- (6) 休憩室の設置(第37条第1項)
- (7) 洗浄設備の設置(第38条)
- (8) 健康診断の実施(第39条第1・2項)

4 粉じん障害防止規則関係

- (1) 特定粉じん発生源等に係る措置(第4条～第6条)
- (2) 除じん装置の設置(第10条)
- (3) 局所排気装置等の定期自主検査の実施(第17条)
- (4) 特別教育の実施(第22条)
- (5) 清掃の実施(第24条)
- (6) 作業環境測定の実施、評価及び評価結果に基づく措置(第26条、第26条の2、第26条の3)
- (7) 呼吸用保護具の使用(第27条第1項)

(8) 健康診断の実施(じん肺法第7条、第8条)

5 電離放射線障害防止規則関係

- (1) 施設等における線量の限度の遵守(第3条の2)
- (2) 被ばく限度の遵守(第4条～第6条)
- (3) 線量当量測定の実施及び記録の保存(第8条第1項、第9条)
- (4) 空気中の放射性物質の濃度の限度の遵守(第24条)
- (5) 放射性物質取扱作業室内の汚染検査等の実施(第29条)
- (6) 退去者及び持出し物品の汚染検査の実施(第31条第1項、第32条第1項)
- (7) 呼吸用保護具、保護衣類等の使用(第38条、第39条)
- (8) 作業規程の策定、遵守及び周知(第41条の3、第41条の4)
- (9) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第46条、第47条、第52条の2、第52条の3)
- (10) 作業環境測定の実施(第54条第1項、第55条)
- (11) 健康診断の実施(第56条)
- (12) 放射線測定器の備付(第60条)
- (13) 特別教育の実施(第52条の5、第52条の6、第52条の7)

6 高気圧作業安全衛生規則関係

- (1) 高圧室内業務の設備等に係る措置(第2条～第7条の4)
- (2) 高圧室内作業主任者の選任及び職務の遂行(第10条)
- (3) 特別教育の実施(第11条第1項第1・2・3・5・6号)
- (4) 潜水業務の就業制限(第12条)
- (5) 減圧速度等の厳守(第18条)
- (6) 自記記録圧力計の備付及び記録の保存(第20条の2)
- (7) 設備等の点検及び修理の実施(第22条)
- (8) 健康診断の実施(第38条第1項)
- (9) 再圧室の設備等の設置(第42条)

7 酸素欠乏症等防止規則関係

- (1) 酸素、硫化水素濃度の測定の実施(第3条)
- (2) 測定器具の備付(第4条)
- (3) 換気の履行確保(第5条第1項)
- (4) 作業主任者の選任及び職務の遂行(第11条)
- (5) 特別教育の実施(第12条)
- (6) 監視人の配置(第13条)
- (7) 避難用具の備付(第15条)

8 ダイオキシン類によるばく露防止対策関係

- (1) 特別教育の実施
- (2) 作業場の空気中のダイオキシン類濃度の測定
- (3) 発散源の湿潤化
- (4) 適切な保護具の使用
- (5) 作業指揮者の選任
- (6) 解体工事開始前の解体工事計画の労働基準監督署長への届出
- (7) 解体等作業開始前の設備付着物のダイオキシン類含有率測定

(8) 解体等作業開始前のダイオキシン類汚染物除去

別紙3(健康保持増進、産業保健活動の推進、快適職場の形成促進等における取組事例)

1 健康保持増進対策

- ① 安全衛生大会、健康づくり&快適職場フォーラム、THP祭り等の各種大会等の開催時において、健康測定、運動指導の体験コーナーを設置し、健康づくりに対する理解の促進を図る。
- ② THP推進協議会会員事業場の担当者に健康測定を体験させ、その体験を基に当該事業場における健康測定の実施の促進を図る、THP推進協議会の総会、研修会等において特別講演を開催する、THP推進協議会の事業活動として「THP健康づくりフォーラム」、研修会、交流集会等を開催する等によりTHP推進協議会の活用を図る。
- ③ 労働者健康保持増進サービス機関等の協力を得て、健康測定等の体験、研修会、講演会等の実施を図る。
- ④ 事業場に対する実態調査を踏まえ、各事業場において現在の状況及び今後取り組むべき事項が容易にわかるように、事業場が取り組む健康づくりの達成レベルの段階を具体的な基準により数段階に分けて示し、また事業場の規模に応じた当面の達成レベル、時期を示した5か年計画等の中長期的計画を策定し、集団指導等によりその普及を図り、事業場の自主的な健康保持増進対策の促進に努める。
- ⑤ 都道府県、市町村、保健所等保健行政を行う関係機関及び使用者団体、労働組合、教育委員会、総合保健協会、レクリエーション協会、各種スポーツ団体、公園協会、音楽文化協会等広範な団体と連携するとともに、当該地方公共団体等が実施する各種事業、各種大会等の機会を活用することにより健康確保対策を効果的に推進する。
- ⑥ モデル事業場を選定し、当該事業場における健康保持増進スタッフの計画的な育成充実を図る。
- ⑦ 管内の同業種の事業場を構成員とする連絡協議会等を設置し、健康保持増進活動の活発な展開を図る。

2 産業保健対策

- ① 健康診断実施状況、作業環境測定実施状況、産業医の活動状況、衛生管理者の活動状況、健康保持増進対策の取組状況等についてアンケート調査を実施するとともに、その結果を取りまとめ、広く配布周知することにより、事業者の労働衛生意識の高揚を図る。
- ② 産業保健連絡協議会、都道府県衛生部局、医師会、歯科医師会、災害防止団体、産業保健推進センター等との連携を図り、連絡会議等の設置、推進計画の作成、アンケート調査の実施等に取り組む。
 - (1) 産業保健推進センター関係
 - ① 医師会産業保健担当幹部、局労働衛生指導医、局担当課長、センター所長等を構成員とする連絡会議等を設置し、他センターでの好事例の収集、実施可能な施策の検討、今後の活動についての提言の取りまとめ等により産業保健推進センターの活動の活性化を図る。
 - ② 産業保健推進センターにおけるじん肺有所見者を発生させた事業場に対するじん肺防止対策に係る講習会の実施等、産業保健推進センターと局との連携、協力を図る。
 - (2) 地域産業保健センターの事業の周知
 - ① 小規模事業場に対し、アンケート調査を実施することにより、これらの事業場の一般健康診断の実施及び事後措置の状況を把握するとともに、地域産業保健センターの利用勧奨を行

い、さらに利用希望のある事業場を把握することにより、地域産業保健センターの利用促進を図る。

- ② 商工会議所、商工会等を構成員とする委員会を設置し、当該構成員を通じた傘下会員への周知活動等を実施し、地域産業保健センターの利用促進を図る。また、商工会議所、商工会等の協力を得て広報誌等での広報を行う。
 - ③ 産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センターで活用できるリーフレットの作成、地域産業保健センターにおける相談日の周知の実施等により、地域産業保健センターに対する支援を行う。
 - ④ 管内の主要な工業団地の事務局を運営協議会のメンバーとし、当該団地の産業保健活動に関するニーズの把握を行う。
 - ⑤ 地域産業保健センターごとに登録産業医がいる医療機関名、所在地及び連絡先を記載したリーフレットを作成し、これを署及び関係団体等に配布させ、その周知を図る。
 - ⑥ 地方公共団体等の主催する健康まつり等に積極的に参加し、地域産業保健センターの業務内容を紹介するパネル展示やパンフレットの配布を行う。
 - ⑦ 回覧板の活用等により対象地域全域への地域産業保健センターの周知を図る。
- (3) 地域産業保健センターの事業の活性化
- ① チェックリスト、質問票等により各地域産業保健センターの利用促進上の問題点を把握した上で、局担当官が各地域産業保健センターを訪問指導し、署の担当官、コーディネーター、医師会担当者とともに検討し、問題点の解決を図る。
 - ② 地域産業保健センターを利用した事業場に対するアンケート調査を実施し、利用者の評価の把握を行う。
- (4) 地域産業保健センターの相談窓口
- ① 県産業安全衛生大会、大規模な有期事業場、商工会議所、鉄工団地、スポーツフェスティバル等の各種イベント会場等での移動相談窓口の開設、業界団体等との連携等により相談業務の活性化を図る。
 - ② 全地域産業保健センターの一斉相談日の設置、公民館等利用者の利便に配慮した場所での健康相談の実施等により相談者の利便を図る。
 - ③ 体脂肪計を利用した相談窓口の開設等相談者の興味を引く実施内容を検討する。
- (5) 地域産業保健センターの個別指導
- ① 全国労働衛生週間等の際に、労働基準協会等が実施する巡回指導に医師が同行するなど個別指導の効果的な機会の確保を図る。

3 快適職場形成促進対策

- ① 産業安全衛生大会、健康づくり&快適職場フォーラム等の開催時に、職場の快適化の事例の紹介、快適職場づくりに関するアンケートの実施等により快適職場の形成に関する意識の高揚を図る。
- ② 快適職場づくりに関するアンケート調査を実施し、快適職場の形成促進に興味を持っている事業場に対し、快適職場推進計画の認定申請の働きかけを行う。
- ③ 業界団体等の協力を得て、会員事業場等に対し快適職場推進計画認定制度の周知を行う。
- ④ 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の各種事業の対象団体に対して、快適職場推進計画の認定申請の勧奨を行う。

- ⑤ 快適職場推進センターに騒音障害防止等の職場の快適化に係る対策に関する研究会等を設置し、改善事例の収集及び事例集の作成等を行い、周知を図る。
- ⑥ 事業場に対し、快適職場づくりに関するパンフレットと快適職場推進計画申請書の様式と記入方法の入ったフロッピーディスクを配布し、申請の支援を行う。
- ⑦ 快適職場づくりに関するホームページを開設し、広報を行う。

4 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)

- ① 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の終了団体等の小規模事業場に対する事業の実施事業場に対して、小規模事業場産業保健活動支援促進事業に関する申請の働きかけを行う。